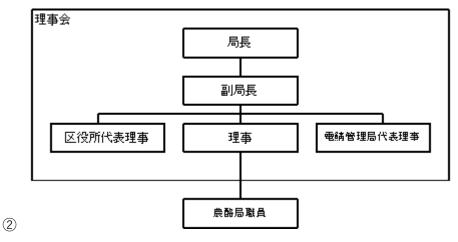
# 茸島区農酪条例

- 1. 牧場は種類関係なく区営以外禁止とする。
- 2. 区営牧場は、立ち入るには許可が必要。
  - (ア) 立ち入る許可を得るためには、以下の条件が必要。
    - ① 正当かつ理に適う理由があること
    - ② 区営牧場および牧場で飼育している動物に損害を与えないこと
    - ③ 農酪局の上級職員1の許可があること。
  - (イ) 立入には以下の行為が必要。
    - ① 以下に定める者の立会
      - 1. 農酪局の上級職員
      - 2. 電車君サーバー管理者・管理人
      - 3. 茸島区職員
    - ② 許可証の提示
  - (ウ)許可証については、指定日時が過ぎたものは無効とする。
- 3. 畑は、種類関係なく耕作面積64平方メートルを上限とする。
- 4. 茸島産の革/牛肉/ステーキの販売は認可した商店以外では禁止する。
- 5. 茸島区農酪局は、以下のように定める。

# (ア)組織

① 以下の図のように定める。



#### (イ)業務

① 区営牧場の保守・管理

- ・茸島区法務局
- ・茸島区農酪局

2017年5月29日改定

<sup>1</sup> 局長、副局長、農酪局理事会理事。

- ② 茸島産の革/牛肉/ステーキの販売認可の審査・認可
- ③ 区営牧場の立ち入り許可証発行
- ④ 茸島区内の畑の巡回・条例違反時の警告

## (ウ)禁則行為

- ① 電車君サーバーの定める禁止行為
- ② 理事会の許可なき畑・区営牧場の撤去
- ③ 雪野原県及び茸島区の条例に違反する行為

## (エ) 罰則

- ① 禁則行為を行った場合は、懲戒追放とする。
- ② 造反および局内での財閥組成を行った場合は、罰金 2000 円の上、懲戒追放とする。
- ③ 労組組成を行った場合は、罰金 20000 円の上、懲戒追放とする。
- 6. この条例は、茸島区区長の許可なき改変は禁ずる。